

# 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う

## 第三期長野市子ども・子育て支援事業計画の変更について

第6回児童福祉専門分科会

資料2-1

### ①乳児等通園支援（子ども誰でも通園制度）の給付制度創設

►R8年度からの本格実施に当たり、乳児等通園支援の量の見込み並びに提供体制の確保、教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項等が、支援事業計画への必須記載事項とされたことから、第三期計画の変更を行うものです。

### ②保育士・保育所支援センターの法定化

►保育人材確保策の強化を図るため、潜在保育士の掘り起こし、保育事業者とのマッチング支援などを行うための拠点(保育士・保育所支援センター)としての機能を担う体制を整備する旨の規定が設けられたことから、計画への追加を行うものです。

(都道府県は設置が必須、指定都市・中核市は努力義務となっています。)